

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市教育文化センター使用許可に関する事務（入館の制限）
根拠条例等・条項	堺市教育文化センター条例第17条、第17条の2及び第17条の3
所 管 課	教育センター 企画相談課
処 分 基 準	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> ・設定 ・設定できない ・基準を公開できない </div> <p>堺市教育文化センター条例第17条、第17条の2及び第17条の3に基づき処分する。</p> <p>（入館の制限）</p> <p>第17条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、センターへの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者 (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者 <p>（駐車の拒否）</p> <p>第17条の2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。 (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。 (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。 (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。 <p>2 委員会は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第17条の3 何人も、センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為 (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為 (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為 <p>2 委員会は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、センターからの退館を命ずることができる。</p> <p>3 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 他の自動車の駐車を妨げること。 (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

	4 委員会は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・聴 聞</div> ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないときするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	